

35—03 P U D T

証拠調べの嘱託尋問

1. 証拠調べの尋問は、これを地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託できる（特 § 150 ⑥、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。もっとも、この手続は間接主義（35—00）に基づくものであり、直接尋問するのではなく尋問調書（→5.）のみによって事実を判断するため、2. に掲げるときなどの例外的な場合に限定して採用すべきである。
2. 嘱託尋問をするべきか否かは合議によって決定することとなるが、上記1. より、以下の場合等に限定して採用すべきである。
 - (1) 次の条件を全て具備しているとき
 - ア 検証物が地方にだけ存在する。
 - イ 検証物の当庁への持込みが困難である。
 - ウ 合議体が地方へ出向き難い事情がある。
 - (2) 証人が地方に在住し、老令又は病弱等のため状況に耐えられないとともに、(1)ウのような事情のあるとき
 - (3) 全国的にあるいは特に多数の場所において証拠調べをする必要があるとともに、証拠物を全て当庁に集めることも、合議体が全ての地方に出向くことも費用、時間などの関係で困難と認められるとき
 - (4) 文書の成立又は認否などきわめて簡単で嘱託尋問調書のみによっても十分に心証が得られると予測されるとき
3. 尋問事項の決定に当たっては、1. に述べた欠点に対処するため、特に次の点に注意し、十分な心証が得られるよう慎重にしなければならない。

- (1) 尋問すべき証人（鑑定人、本人尋問）の順番（→35—04）
- (2) 尋問事項の内容の平明さとその順序
- (3) 証言などが肯定否定のいずれかでされるような尋問事項があり、かつそのいずれの場合であるかによって次の尋問事項が変わる場合には、前の尋問事項に対する証言が肯定否定のいずれの場合の尋問事項であることを明示する。
- (4) 内容的には同様な尋問事項であっても必要に応じて表現を変え、繰り返し尋問事項の適当な場所に入れることも必要である。

4. 審判書記官は、申し出による場合も職権による場合も審判長の指示によって、以下のように手続を進める。

(1) 費用の計算及び予納

証人尋問などの準備手続（→35—01）に準じて、裁判所における呼び出しの費用（当事者、証人、鑑定人）2回分、証人の旅費、日当、宿泊料を計算し、申出人に予納させる。

(2) 嘱託事項の決定

証人尋問にあつては尋問事項、鑑定又は検証にあつては鑑定物又は検証物を決定するほか、嘱託の内容を決定する。

(3) 嘱託書の作成

ア 様式1の証拠調べ嘱託書を作成し、審判長名をもって名あて裁判所あてに送付する。

この場合証人及び鑑定人として尋問を受ける者の普通裁判籍を調査し、名あての裁判所を定めるよう留意する。

なお、この証拠調べ嘱託書には、当庁から尋問費用を移送する場合には様式2、名あて裁判所で予納指令を発してもらう場合には様式3の追って書を付記する。

イ 添付書類及び添付物（鑑定物、検証物）は添付書類又は添付目録として記載し、名あて裁判所から証拠調べの内容を明らかにした調書を当庁あてに送付する際に併せて還付されるよう請求する（→様式2、又は3）。

ウ 添付書類として更に尋問事項及び鑑定事項、検証の目的を記載した書類を必要部数添付する。

エ 費用の送付

嘱託尋問に要する費用を送付するときには、名あて裁判所の歳入歳出外現金出納官吏に送付（隔地払い）するよう会計課に依頼する。

オ 記録から取り外して嘱託書に添付された書類が、もともと連続されていた記録箇所には、該書類が嘱託による証拠調べのため裁判所に送付された旨を記載した書面を連続する。

5. 調書の処理

名あて裁判所から尋問を終えて当庁あてに調書の送付（→4.(3)イ）があった場合はこれを記録に連続する。還付された添付書類及び添付物はこれも同じく調書に連続するか、あるいは元の連続場所又は保管場所に連続又は保管する。

6. 合議体はこの調書を証拠調べ調書と同じように取り扱って判断の資料とすればよいが、文字の上からだけで心証を得なければならないところに、尋問事項の決定（→3.）に当たって慎重でなければならない理由がある。

7. 嘱託尋問によらないで、合議体の構成員の一部を受命審判官として指定し、この受命審判官によって尋問を行うこともできる（特§151→民訴§195、特施規§57、民訴規§31、受命審判官→35—11）。

様式 1

証拠調べ嘱託書

平成 年 月 日

裁判所民事部御中

東京都千代田区霞が関 3-4-3 特許庁審判部

審判長特許庁審判官 氏 名

平成 年 審判第 号

住 所

請 求 人 氏 名

住 所

代 理 人 氏 名

住 所

被 請 求 人 氏 名

住 所

代 理 人 氏 名

上記の当事者間の 審判事件について別紙尋問事項に基づき、
下記証人の御尋問を嘱託します。

記

証 人 住 所
氏 名

様式 2

なお、この尋問は別紙尋問事項に記載する内容よりも一層詳細に、次のとおりの順序に従い、証人にはのちの尋問内容を予知させることなく尋問されるように御配慮願います。

- 1.
- 1.

添 付 書 類

1. 甲第 号証
1. 乙第 号証

上記添付書類について御用済みの節は返還して下さい。

なお、下記の計算に基づく尋問費用は当庁歳入歳出外現金出納官吏から貴庁会計係あて移送手続中です。

1.	当事者期日呼び出しの費用	円
1.	証人呼び出しの費用	円
1.	証人の日当	円
	旅 費	円
	宿 泊 料	円
1.	当庁あて書類の送達の費用	円
	計	円也

様式 3

追って証拠調べ費用は貴庁において予納指令書を発して下さい。
 なお、この尋問は別紙尋問事項に記載する内容よりも一層詳細に
 次のとおりの順序に従い、証人にはのちの尋問内容を予知させる
 ことなく尋問されるように御配慮願います。

1.

1.

添 付 書 類

1. 甲第 号証

1. 乙第 号証

上記添付書類について御用済みの節は返還して下さい。

なお、下記の計算に基づく尋問費用は当庁歳入歳出外現金出
 納官吏から貴庁会計係あて移送手続中です。

1.	予納指令送達費用	円
1.	当事者期日呼び出し費用	円
1.	証人呼び出し費用	円
1.	当庁あて書類の送達費用	円
	計	円也

(改訂 H27.10)